

沼津市新中間処理施設整備基本設計（案）に関する意見募集の結果について

沼津市新中間処理施設整備基本設計（案）についてパブリック・コメントを実施しましたところ、市民の皆様から貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。皆様からいただきましたご意見と市の考え方・対応をお示し致します。

1. パブリック・コメントの実施状況

- 実施時期：令和3年12月23日（木）～令和4年1月31日（月）
- 閲覧場所：沼津市ホームページ、沼津市役所（7階新中間処理施設整備室・2階生活安心課）、市内各市民窓口事務所、沼津市立図書館、クリーンセンター管理課
- 提出者数：9名
- 意見数：30件
- 提出方法：電子メール8通、直接持参1通

2. 提出された意見の内容及び市の考え方

沼津市新中間処理施設基本設計（案）パブリック・コメント			修正の有無
No.	意見の内容	市の考え方・対応	
1	<p>現在のごみ処理焼却施設建設時に、清水町外原区と沼津市との間で覚書が交わされ、次のごみ処理焼却施設は現在地には建設しないとの約束がなされたと言われています。現在外原区においても、建設反対を唱え、その為に行動を起こしている方々がいる中で、その覚書が全く反故にされ、そのことについて近隣住民が納得できる説明もなく、計画がこのように着々と進められていることに疑問を感じます。</p> <p>また、建設反対派であった当時の外原区長の去就について、清水町と沼津市との間で行われたやりとり（H26年）を、情報公開請求資料によるものという文書で拝見しましたが、住民の信託に応える行政としての姿とはあまりもかけ離れており、正直愕然としました。</p> <p>新中間処理施設整備事業につきまして、後々遺恨を残さないためにも、清水町外原区民に対して、誠実な説明と対応をお願いしたいと思います。</p>	<p>新中間処理施設の整備に向けては、かねてから移転を目指し、用地の選定や県が推進する広域処理等を検討してきましたが、いずれも実現に至りませんでした。</p> <p>また、現清掃プラントは、平成11年から平成13年にかけて基幹改良工事を実施しましたが、設備の機能低下や劣化が進んでいます。</p> <p>さらに、阪神・淡路大震災を契機とした建築物の耐震改修等への対応が求められる中、耐震性が劣り、災害時における安定したごみ処理の継続が困難となることから、現清掃プラントの隣接地へ整備を行うこととしました。</p> <p>周辺住民の皆様には、引き続き、ご理解を得られるよう努めてまいります。</p>	無

沼津市新中間処理施設基本設計（案）パブリック・コメント			修正の有無
No.	意見の内容	市の考え方・対応	
2	沼津市はかつてリサイクルの実体験を直に確認できる木製家具類の「彩生館」を市シルバー人材センターで運営していただいていたが、このようなリサイクルプラザを新中間処理施設の整備とあわせて開設することは考えていないのか。	本市では以前、市民より排出された家具等の展示・販売を行い、リユースを進めていましたが、現在、その事業を中止としています。そのため、新中間処理施設では展示販売やリユース等を積極的に行うことは計画していません。	無
3	<p>清水町外原区、清水町外原区闘争委員会と井出沼津市長との間で締結された「将来建て替えの際は、一の洞、二の洞、三の洞には建てない、および撤去の際は風致地区に戻す」という「覚書」に対する対応</p> <p>(ア)住民に約束したことを無視して計画を進めることは法律上も説明がつかない。もしこのようなことが許されるなら、行政と市民や自治会との約束は、いくらでも反故にできるということになる。それでは法治国家など成り立たない。</p> <p>(イ)環境省の補助金（循環型社会形成推進交付金）の条件は①住民合意 ②環境アセス③都市計画決定の三つであり、その大事な住民合意がなされていないことは自治法に基づきチェックが当然求められ、さらに補助金適正化法上許されないことである。</p> <p>(ウ)富士市が実施したように、時間をかけて住民合意を得る努力をすべきである。富士市にできて沼津市にできないわけではない。焼却処理を進めるならば愛鷹山中が最適地と思うので、当該地区の住民と時間をかけて合意を得てほしい。</p>	<p>新中間処理施設の整備に向けては、かねてから移転を目指し、用地の選定や県が推進する広域処理等を検討してきましたが、いずれも実現に至りませんでした。また、現清掃プラントは、平成 11 年から平成 13 年にかけて基幹改良工事を実施しましたが、設備の機能低下や劣化が進んでいます。</p> <p>さらに、阪神・淡路大震災を契機とした建築物の耐震改修等への対応が求められる中、耐震性が劣り、災害時における安定したごみ処理の継続が困難となることから、現清掃プラントの隣接地へ整備を行うこととしました。</p> <p>周辺住民の皆様には、引き続き、ご理解を得られるよう努めてまいります。</p> <p>なお、循環型社会形成推進交付金交付要綱では、施設の整備を行う際、環境省が策定する廃棄物処理施設整備計画と調和を保つよう努めることが定められており、計画の中では、住民や事業者に対し、理解と協力を得るよう努めるものとされております。</p>	無

沼津市新中間処理施設基本設計（案）パブリック・コメント			修正の有無
No.	意見の内容	市の考え方・対応	
4	<p>現在地でごみ処理するとしたら、温室効果ガスの排出ゼロをうたった世界に誇れるメタン発酵などのごみ処理方式に転換するしか方法はない。コストも安くかつ売電で利益を生むバイオマス発電所として、あらためて近隣住民の理解を得るべきである。</p>	<p>メタンガス化施設を整備した自治体は複数存在しますが、メタンガス化施設から生じる、生ごみ・木類・紙類等を分離した際の発酵不適物（プラスチック等）や発酵後の残渣については、当該自治体で所有しているごみ焼却施設で焼却処理する方式が採用されており、本市と同規模の自治体において、メタンガス化施設のみでごみ処理を実施している自治体はありません。</p> <p>また、メタンガス化施設とごみ焼却施設の両施設を整備するためには、現在計画している設備のほかに、選別設備、メタンガス発酵設備、ガスタンク等が別途必要となり、現在の建設敷地よりも広い敷地が必要となります。</p>	無
5	<p>ごみ焼却から発酵転換のできないか</p> <p>(ア)温暖化対策として CO2 排出の削減が喫緊の課題であり、世界では脱焼却が常識となっている。世界では、ごみ処理はメタン発酵、バイオマス発電へと移行しているにも関わらず日本では未だに焼却に頼ることが理解できない。</p> <p>(イ)世界中の焼却炉の 70% が日本にあるという恥ずかしい状況で、どうして 2050 年までに CO2 を半減するという世界への宣言を達成することが出来るのか。</p> <p>(ウ)豊橋市や長岡市で実績のあるバイオマスを利用したごみ処理へと転換を図るべきである。</p> <p>(エ)豊川市および清水町の学校給食残渣は好気性発酵による完全消滅型のゴミサーで処理をしていて実績をあげているので、この方式を沼津市でも採用すべきである。</p>	<p>本市の目指すごみ処理システムについては、一般廃棄物処理基本計画（令和 3 年 3 月策定）にて定めており、計画を踏まえ、新中間処理施設の整備を進めています。</p> <p>一般廃棄物処理基本計画では、「市民、事業者、行政が協働して、3 R・廃棄物処理に関する技術の革新などを考慮した新たな視点で、低炭素で循環型の社会形成を考慮したより安全で環境負荷の少ない新処理システムの構築を目指す」と定めています。</p> <p>そのため、新中間処理施設では、資源ごみと埋め立てごみを破碎・選別することにより、可能な限り資源の回収を行い、破碎・選別時に生じる残渣については、燃やすぐみと併せて焼却処理を行う計画としています。</p> <p>さらに、焼却時の廃熱を効率よく回収し、余熱供給及び高効率発電を行うなど、二酸化炭素排出量の削減に取り組むものとしています。</p>	無

沼津市新中間処理施設基本設計（案）パブリック・コメント			修正の有無
No.	意見の内容	市の考え方・対応	
6	<p>本計画では焼却対象物と、今まで外部委託していた埋立ごみ③類の熱源利用プラスチック（製品プラ）を焼却することになっていることについて</p> <p>(ア)今まで沼津市民が行ってきた分別資源化に逆行し、ごみ量を増大させて混合焼却するものである。製品プラはもちろん石油化学製品であり、化石燃料由来のCO₂が増大する。CO₂を増大させる計画がなぜ公然と行われるのか。</p> <p>(イ)清水町と沼津市の間で締結された「公害防止協定」には、「有害性の高いプラスチック製品は、分別収集を徹底する」とあるが、プラスチックの焼却は明らかに協定違反である。</p> <p>(ウ)4月から施行されるプラスチック資源循環促進法を率先して守らなければならないのに、それに反してリサイクルを軽視して製品プラを焼却するということはCO₂を増大させ低炭素・循環型社会を目指している世界から見れば非常識であり、恥ずかしいことである。</p> <p>(エ)P24-P25に「熱源利用プラスチックを焼却対象から除外する場合、計画ごみ質が下がることですが、今回設定した計画ごみ質の範囲内に収まることから、将来的なごみ質の変動に十分対応可能であると考えられます。」とあるが、そうであるならば、当初から熱源利用プラスチックを焼却する必要はないのではないか。計画段階でエネルギー回収率20.5%をクリアして交付率1/2の補助金をもらうがために、燃やしてはいけない製品プラを焼却するというCO₂抑制に反することになる。</p> <p>(オ)水分含有率が70%の生ごみを燃やそうということに無理があり、ダイオキシンを生成しない850℃以上にするために助燃材として、本来必要のないプラスチックを投入して焼却するなど無理に無理を重ねておかしいことをやっている。生ごみは燃やすべきではない。</p>	<p>現在本市では、分別収集した熱源利用プラスチックの処理を民間事業者へ依頼し、焼却処理と併せて熱回収を実施していますが、新中間処理施設整備後は、本施設にて熱回収を行うことが可能となります。これにより、民間事業者へ運搬が不要となるなど、従来の処理方法に比べ、効率面及び経済面で優れることから、熱源利用プラスチックを焼却対象としたものです。</p> <p>また、熱源利用プラスチックの処理方法については、令和4年4月より「プラスチック資源循環促進法」が施行されることから、破碎・選別を行った上で可能な限り資源化物を回収する方法や、プラスチック製容器包装と一括回収した上でリサイクルを行う方法について、引き続き検討してまいります。</p> <p>なお、熱源利用プラスチックを焼却対象から除外する場合の計画ごみ質については7,700kJ/kgを想定しており、この場合でも、交付要件で定められたエネルギー回収率を達成する見込みです。</p> <p>また、計画ごみ質を7,700kJ/kgとする場合でも、施設設計時までには計画ごみ質を確定させることにより、助燃することなく焼却処理を行うことが可能である旨、プラントメーカーより回答をいただいています。</p>	無

沼津市新中間処理施設基本設計（案）パブリック・コメント			修正の有無
No.	意見の内容	市の考え方・対応	
7	沼津市と清水町外原区が交わした覚書について 1974年に沼津市は、将来現地にはごみ焼却場を建設しない、という覚書を交わしている。栗原氏が市長だった時に、沼津の顧問弁護士が覚書を守らなくても違法ではない、と解釈しているとテレビ放送されていたのを見たがそれはおかしいのではないかと現に覚書の効力は失われていない、と解釈する弁護士もいる。行政が地域住民との約束を簡単に反故にしてはならないと考える。	新中間処理施設の整備に向けては、かねてから移転を目指し、用地の選定や県が推進する広域処理等を検討してきましたが、いずれも実現に至りませんでした。また、現清掃プラントは、平成11年から平成13年にかけて基幹改良工事を実施しましたが、設備の機能低下や劣化が進んでいます。さらに、阪神・淡路大震災を契機とした建築物の耐震改修等への対応が求められる中、耐震性が劣り、災害時における安定したごみ処理の継続が困難となることから、現清掃プラントの隣接地へ整備を行うこととしました。周辺住民の皆様には、引き続き、ご理解を得られるよう努めてまいります。	無
8	プラスチック資源循環促進法により、分別収集していた熱源利用プラスチックとプラスチック製容器包装を「プラスチック資源ごみ」として一括回収して資源化することが可能である、そうだが沼津市では、これを実現できる時期が明記されていない。当面、熱源利用プラスチックは焼却処理される計画だが、二酸化炭素排出量削減をめざす国の方針から逸脱している。燃やすごみの総量が増える計画には反対。	一括回収の対象となる熱源利用プラスチックの範囲については、令和4年1月に詳細が示され、本市が熱源利用プラスチックとして回収を実施している全ての品目が対象となるのではなく、原材料の全部又は大部分がプラスチックであるものに限られています。そのため、現在のごみの分別方法を大幅に見直す必要が生じることから、一括回収を実施する方法やその時期については、引き続き検討してまいります。	無
9	焼却場の立地する場所は、土砂災害特別警戒区域である。斜面崩壊対策を行うことにより、土砂災害特別警戒区域の変更を行うとあるがそんな対策で福島のような地震が起きた時に耐えるのか疑問が残る。地域防災拠点としての活用計画もあるがこちらも本当に機能するのか？	土砂災害への対策として、現地の測量や地質調査を行い、崩壊する恐れのある斜面の地形や地質などを把握した上で、関係法令等に基づく擁壁を設置することにより、大地震発生時における敷地内の安全の確保を図ります。また、耐震性能を有する施設として整備を行うとともに、ごみ焼却時の廃熱を利用した発電や、災害時の生活用水の確保等を行うこととしております。	無

沼津市新中間処理施設基本設計（案）パブリック・コメント			修正の有無
No.	意見の内容	市の考え方・対応	
10	現在、燃やさないごみ処理をしている自治体も出てきた。環境負荷の少ない最善の方法を検討したのかが市民には分からない。	<p>本市の目指すごみ処理システムについては、一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月策定）にて定めており、計画を踏まえ、新中間処理施設の整備を進めています。</p> <p>一般廃棄物処理基本計画では、「市民、事業者、行政が協働して、3R・廃棄物処理に関する技術の革新などを考慮した新たな視点で、低炭素で循環型の社会形成を考慮したより安全で環境負荷の少ない新処理システムの構築を目指す」と定めています。</p> <p>そのため、新中間処理施設では、資源ごみと埋め立てごみを破碎・選別することにより、可能な限り資源の回収を行い、破碎・選別時に生じる残渣については、燃やすごみと併せて焼却処理を行う計画としています。</p> <p>さらに、焼却時の廃熱を効率よく回収し、余熱供給及び高効率発電を行うなど、二酸化炭素排出量の削減に取り組むものとしています。</p> <p>燃やさないごみ処理については、No.4をご参照ください。</p>	無

沼津市新中間処理施設基本設計（案）パブリック・コメント			修正の有無
No.	意見の内容	市の考え方・対応	
11	<p>新中間処理施設整備基本計画は、建設場所の選定経緯の記述が全くないがその理由は？</p> <p>はじめから現在施設の隣につくることとしている</p> <p>清水町外原区住民との覚書に全く触れることなく場所の設定を行っている</p> <p>覚書をどのように考えているのか</p> <p>沼津市の顧問弁護士の見解を根拠に覚書は、無視してよいと考えているとしたら「大きな間違いです」弁護士の言う「基礎事情は、時代により変化する。技術の向上から計画とは変更されるものである。基幹事業の将来計画は、高度な政治判断であり、絶対的な拘束はなく、あくまでも努力目標である。」を盾に覚書を反故にすることは、許されない。覚書は、技術が向上して公害を出さなければ建ててもよいとか。時代の変化により覚書を無効とする解釈が成り立つというような相対的なことではなく。現地には再び作らないという絶対的な約束である。顧問弁護士に言いたい。弁護士の使命は、社会正義の実現にあり、弁護士は、社会の不正義を見つけたら自ら積極的にそれを正さなければならないと弁護士法等に規定されている。顧問弁護士は、弁護士法等を正面から受け止め、自分の胸に手をあてて、沼津市に住民との約束を守らせるのか、沼津市の不正義に加担するのか、真剣に自己問答してもらいたい。</p>	<p>新中間処理施設の整備に向けては、かねてから移転を目指し、用地の選定や県が推進する広域処理等を検討してきましたが、いずれも実現に至りませんでした。</p> <p>また、現清掃プラントは、平成 11 年から平成 13 年にかけて基幹改良工事を実施しましたが、設備の機能低下や劣化が進んでいます。</p> <p>さらに、阪神・淡路大震災を契機とした建築物の耐震改修等への対応が求められる中、耐震性が劣り、災害時における安定したごみ処理の継続が困難となることから、現清掃プラントの隣接地へ整備を行うこととしました。</p> <p>周辺住民の皆様には、引き続き、ご理解を得られるよう努めてまいります。</p>	無

沼津市新中間処理施設基本設計（案）パブリック・コメント			修正の有無
No.	意見の内容	市の考え方・対応	
12	平成 26 年に基本構想、27 年に基本計画が策定されてから 7 年が経過し、現在基本設計（案）が出されました。この間、ゴミ処理技術は格段の進歩を遂げているのに焼却方式から抜け出せていません。焼却方式は様々な公害を生んでおり、その弊害から抜け出せる非焼却技術によるゴミ処理をこの間、検討されたでしょうか？検討されていたなら、新中間処理施設整備基本設計（案）は全面的に見直されていると思うのですが、ほとんど進歩が見られません。なぜ、新しい技術に目を向けて見直しができないのか教えてほしいです。	<p>本市の目指すごみ処理システムについては、一般廃棄物処理基本計画（令和 3 年 3 月策定）にて定めており、計画を踏まえ、新中間処理施設の整備を進めています。</p> <p>一般廃棄物処理基本計画では、「市民、事業者、行政が協働して、3 R・廃棄物処理に関する技術の革新などを考慮した新たな視点で、低炭素で循環型の社会形成を考慮したより安全で環境負荷の少ない新処理システムの構築を目指す」と定めています。</p> <p>そのため、新中間処理施設では、資源ごみと埋め立てごみを破碎・選別することにより、可能な限り資源の回収を行い、破碎・選別時に生じる残渣については、燃やすごみと併せて焼却処理を行う計画としています。</p> <p>さらに、焼却時の廃熱を効率よく回収し、余熱供給及び高効率発電を行うなど、二酸化炭素排出量の削減に取り組むものとしています。</p>	無
13	煙突から排出される有毒ガス、ばい煙による近隣住民への健康被害は触れられていませんが、なぜですか？	<p>新中間処理施設の稼働に伴う近隣住民への影響については、新中間処理施設の稼働にあたり、大気汚染防止法や水質汚濁防止法をはじめとした公害規制法令の排出規制値を遵守するとともに、さらなる環境保全対策の強化を目的として、排出規制値より高い水準の公害防止基準値を設定しています。</p> <p>また、現在、新中間処理施設整備基本設計の成果を踏まえ、周辺環境への影響を適切に評価するため、生活環境影響調査を実施しています。環境基準の達成状況については、今後、お知らせする予定です。</p> <p>なお、平成 27 年度に実施した生活環境影響調査では、公害防止基準値を遵守することにより、環境基準の達成が可能であることを確認しています。</p>	無

沼津市新中間処理施設基本設計（案）パブリック・コメント			修正の有無
No.	意見の内容	市の考え方・対応	
14	焼却残渣（落じん灰、主灰、飛灰、選別鉄）が必ず出る。その資源化は技術進歩の途上にあるが限界があり、植田地区などの最終処分場に引き続き埋立処分せざるを得ない。この状況の打開策を教えてください。	現清掃プラントから発生する焼却灰及び飛灰については、現在、民間事業者にて資源化を行っており、落じん灰については、民間事業者の有価物として売却しています。新中間処理施設整備後は、現在の処理体制を継続するほか、焼却灰に含まれる鉄類を効率的に選別・回収するなど、最終処分量を可能な限り減らす計画としています。	無
15	すべてゴミは資源です。「分ければ資源、混ぜればゴミ」の標語で知られる沼津方式の徹底的な分別は、有効な資源回収の先進地です。瓶、缶、新聞・段ボール、布、プラスチックなどは新リサイクル施設で資源として回収されています。問題として残るのは湿重量 40%以上を占める生ゴミ（厨芥類・雑紙、その他）です。この生ゴミの分別の難しさから今まで焼却されてきましたが、焼却すると資源は資源でなくなりエネルギーの大半を回収できません。ほとんどが大気に熱として放出してしまうのです。大切な資源を失っているのです。この点の認識はありますか？	生ごみを分別して収集し、堆肥化やメタンガス化を行うことにより、生ごみのリサイクルを行うことは可能です。しかし、生ごみを分別収集する場合、収集・処理費用の増加はもとより、市民に対し、分別の種類増加に伴う更なる負担を課すこととなります。 そのため、沼津市一般廃棄物処理基本計画では、生ごみの分別収集は行わず、ダンボールコンポストなどで堆肥化し活用する計画としています。 メタンガス化施設については、No.4 をご参照ください。	無
16	地球温暖化の最大の原因となっている二酸化炭素が焼却によって大量に大気に放出される。この点の認識はありますか？ 生ゴミは有機物ですので、焼却方式に替わる微生物による分解が可能です。「微生物による分解方式」として好気性発酵による消滅処理（商品名 ゴミサー＆ゴミサポーター）や「メタン発酵処理」などがあるようです。 沼津市新中間処理施設基本設計（案）には「メタン発酵処理」を検討されてはどうでしょうか？ 先進事例として人口 37 万人の豊橋市ですでに稼働しています。生ゴミが分別収集されており、一部焼却せざるを得ないゴミはどうされているか調べていただければと思います。一部焼却せざるを得ないゴミは製鉄所など住宅地でない所に持って行っているか、または不燃物類として扱われているかも知れません。	メタンガス化施設を整備した自治体は複数存在しますが、メタンガス化施設から生じる、生ごみ・木類・紙類等を分離した際の発酵不適物（プラスチック等）や発酵後の残渣については、当該自治体で所有しているごみ焼却施設で焼却処理する方式が採用されており、本市と同規模の自治体において、メタンガス化施設のみでごみ処理を実施している自治体はありません。 また、メタンガス化施設とごみ焼却施設の両施設を整備するためには、現在計画している設備のほかに、選別設備、メタンガス発酵設備、ガスタンク等が別途必要となり、現在の建設敷地よりも広い敷地が必要となります。	無

沼津市新中間処理施設基本設計（案）パブリック・コメント			修正の有無
No.	意見の内容	市の考え方・対応	
17	<p>焼却されるプラスチックを減らすことを目的に、令和4年4月1日からプラスチック資源循環法が施行されます。法律が制定されてから半年以上たつのにどうして対応しないのですか？また生ゴミは80～90%が水分です。その水分を飛ばし、ダイオキシン対応として800℃以上にするため、せつかく分別しているプラスチックを燃やすようにし、エネルギー回収効率を20.5%にあげ、補助金を多くするのは、恥さらしになるし、SDGsの理念に反するのではないですか？</p>	<p>一括回収の対象となる熱源利用プラスチックの範囲については、令和4年1月に詳細が示され、本市が熱源利用プラスチックとして回収を実施している全ての品目が対象となるのではなく、原材料の全部又は大部分がプラスチックであるものに限られています。</p> <p>そのため、現在のごみの分別方法を大幅に見直す必要が生じることから、一括回収を実施する方法やその時期については、引き続き検討してまいります。</p> <p>なお、熱源利用プラスチックを焼却対象から除外する場合の計画ごみ質については7,700kJ/kgを想定しており、この場合でも、交付要件で定められたエネルギー回収率20.5%を達成する見込みです。</p>	無

沼津市新中間処理施設基本設計（案）パブリック・コメント			修正の有無
No.	意見の内容	市の考え方・対応	
18	<p>私は新中間処理施設建設計画に反対します。</p> <p>昭和49年外原区民は「覚書」「回答書」「公害防止協定」の約束を信じて現焼却場建設に合意したが、沼津市はこの約束を一切守ろうとせず、外原区民を騙し、切り捨て、新中間処理施設計画を進めている。</p> <p>1. 「覚書」には、「今後、この地には一切増設・新設はしない。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長・町長等の変動があっても効力があると認める。 ・基幹改良時、改良と偽り2炉を新設、電気集じん機をバグフィルターに入れ替えた。 ・「覚書」を守ろうとせず、新中間処理施設計画を進めている。 <p>2. 「回答書」には「1ノ洞」「2ノ洞」「3ノ洞」の衛生プラント・ごみ焼却場撤去後は風致地区に戻し自然公園化をはかる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両当局並びに議会の変動にかかわらず有効である。 <p>3. 「公害防止協定」分別収集</p> <p>第6条の1 沼津市内及び清水町内において発生した一般廃棄物のみを処理するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バグフィルターは産業廃棄物であり有害物質が大量に付着しているため焼却してはならない。 ・海に流れてた流木・その他は災害廃棄物であり焼却してはならない。また、海水に浸かった流木・その他は混合焼却されるとダイオキシンが発生しやすい。 <p>第6条の2 塩化ビニール等の有害性の高いプラスチック製品及び不燃ごみは市民及び町民の理解と協力を得て分別収集を徹底させるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラを含む合成樹脂は稼働当初から焼却されている。 ・プラは混合焼却され化学反応によりダイオキシンを含む有害物質や重金属が排出される。（バグフィルターの精度は90%、これは職員も認めている） 	<p>新中間処理施設の整備に向けては、かねてから移転を目指し、用地の選定や県が推進する広域処理等を検討してきましたが、いずれも実現に至りませんでした。</p> <p>また、現清掃プラントは、平成11年から平成13年にかけて基幹改良工事を実施しましたが、設備の機能低下や劣化が進んでいます。</p> <p>さらに、阪神・淡路大震災を契機とした建築物の耐震改修等への対応が求められる中、耐震性が劣り、災害時における安定したごみ処理の継続が困難となることから、想定されることから、現清掃プラントの隣接地へ整備を行うこととしました。</p> <p>周辺住民の皆様には、引き続き、ご理解を得られるよう努めてまいります。</p>	無

沼津市新中間処理施設基本設計（案）パブリック・コメント			修正の有無
No.	意見の内容	市の考え方・対応	
18 (続き)	<p>「公害防止協定」操業の停止 第 1 2 条の 3 プラントに関する「回答書」「覚書」「公害防止協定」の履行に違反した場合 1. 2. 3. が履行されていない。 「覚書」「回答書」には故 井出市長の印「公害防止協定」には市長、町長、区長印（自治会長印）があり、この協定書は香貫山周辺 15 地区と協定を結んでいる。 市民・町民との約束も一切守ろうとせず、新中間処理施設計画を進める沼津市、清水町行政を私は許すことができない。</p>		
19	<p>「公害防止協定」分別収集 第 6 条 2 塩化ビニール等の有害性の高いプラスチック製品及び不燃ごみは市民・町民の理解と協力を得て分別収集を徹底させるものとする。 ・沼津市ごみ焼却場ではプラを含む合成樹脂は稼働当初から焼却されていて協定が履行されていません。</p>	<p>プラスチック製容器包装の分別収集については、リサイクルの推進を目的として、平成 11 年 4 月より実施しています。社会情勢の変化に伴い、市民より排出されるプラスチックの量は年々増加するとともに、汚れを落とすことが困難でリサイクルに適さないプラスチック製容器包装の排出量も増加しています。 現清掃プラントでは、平成 11 年度から平成 13 年度にかけて基幹改良工事を実施し、高度な排ガス処理設備を導入したことにより、ばい煙に含まれる有害物質を大幅に削減することが可能となったことから、汚れたプラスチック製容器包装に関する分別方法を変更し、燃やすごみへ含めるものとしています。</p>	無

沼津市新中間処理施設基本設計（案）パブリック・コメント			修正の有無
No.	意見の内容	市の考え方・対応	
20	<p>新中間処理施設計画では今まで分別していたプラまでも高効率発電のため焼却するようですが金のためか、地域住民の命・健康・環境への負荷を考えたことはありますか。</p> <p>プラには様々なプラがあるが、プラには安定剤・酸化防止剤・難燃剤・着色剤などの添加剤が加えられ、この添加剤に鉛・カドミウム・亜鉛・クロム・ヒ素などの重金属や化学物質などが使われています。</p> <p>今まで以上にプラを焼却すれば、当然ダイオキシンを含む有害物質や重金属はSPM（超微粒子状物質）や気体となりバグフィルターをすり抜け排出されてしまう。</p> <p>令和4年4月1日からプラスチック循環促進法が施行されます。私達の身の周りにあるプラは生活に欠かせない便利なものです。役目を果たし私達の手から離れると有害廃棄物となるため適正な方法で処理しなければなりません。地球温暖化・SDGsが騒がれる昨今です。ごみを焼却すればCO₂は出ます。プラを焼却すればさらにCO₂は出ます。環境負荷をかけないごみ処理技術を取り入れて行くべきだと思います。</p>	<p>現在本市では、分別収集した熱源利用プラスチックの処理を民間事業者へ依頼し、焼却処理と併せて熱回収を実施していますが、新中間処理施設整備後は、本施設にて熱回収を行うことが可能となります。これにより、民間事業者へ運搬が不要となるなど、従来の処理方法に比べ、効率面及び経済面で優れることから、熱源利用プラスチックを焼却対象としたものです。</p> <p>また、熱源利用プラスチックの処理方法については、令和4年4月より「プラスチック資源循環促進法」が施行されることから、破碎・選別を行った上で可能な限り資源化物を回収する方法や、プラスチック製容器包装と一括回収した上でリサイクルを行う方法について、引き続き検討してまいります。</p> <p>排ガス中の鉛・カドミウム・亜鉛・クロム・ヒ素・超微粒子状物質については、国民の健康の保護及び生活環境の保全を目的とする大気汚染防止法での規制が無いことから、公害防止基準値を設定していません。</p> <p>しかし、SPMを代表とする浮遊粒子状物質については、ごみ焼却施設から排出される排ガス中のばいじんに含まれ、環境基準が定められていることから、大気汚染防止法に定める排出規制値を遵守するとともに、さらなる環境保全対策の強化を目的として、排出規制値より高い水準の公害防止基準値を設定しています。</p>	無
21	<p>熱源利用プラスチックは、年間で何トンのごみとして出ていますか。過去10年分の実数値を教えてください。</p>	<p>熱源利用プラスチックの過去10年分の実績値は、以下のとおりです。</p> <p>平成23年度：2,087t 平成24年度：1,981t 平成25年度：1,784t 平成26年度：1,677t 平成27年度：1,729t 平成28年度：1,621t 平成29年度：1,800t 平成30年度：1,850t 令和元年度：1,849t 令和2年度：2,079t</p>	無

沼津市新中間処理施設基本設計（案）パブリック・コメント			修正の有無
No.	意見の内容	市の考え方・対応	
22	P17 の表 4-1 に「新ごみ焼却施設における処理対象物と計画処理量」が示されていますが、過去 10 年分の年間の焼却処理実績を教えてください（表 4-1 と同様の内訳とともに。また、清水町搬入分は詳しい内訳も教えてください。）。	<p>焼却処理を行った過去 10 年分の実績値は、以下のとおりです。</p> <p>平成 23 年度：52,189t 平成 24 年度：51,022t 平成 25 年度：50,663t 平成 26 年度：50,697t 平成 27 年度：50,601t 平成 28 年度：50,274t 平成 29 年度：50,549t 平成 30 年度：50,843t 令和元年度：51,851t 令和 2 年度：49,083t</p> <p>表 4-1 の内訳ですが、平成 30 年度及び令和元年度の処理対象物の実績値を別途計測し、それを基に、将来のごみ処理量を想定したものであるため、過去 10 年分の焼却処理実績値は保有しておりません。</p>	無
23	P17 の表 4-1 で、「清水町搬入分」が示されていますが、総量しか示されておりません。沼津市搬入分と同様に全ての内訳を示してください。	清水町搬入分については、全て燃やすごみとなります。	無
24	P23 の表 4-5 は、過去のごみ質分析結果と運転実績を解析した結果となっていますが、元データと解析の手法および計算方法の全ての開示をお願いいたします。	表 4-5 に記載する、現清掃プラントにおける現在の可燃ごみ質の確定値ですが、元データは存在するものの、解析手法及び計算方法については受託者である株式会社東和テクノロジー独自のノウハウであるため、公表を差し控えております。	無
25	P23 の図 4-3 において、平均値が 7,663kJ/kg となっていますが、この値は、その図のグラフの積分値ということになるという理解でよろしいでしょうか。もし、私の理解が間違っている場合には、この図の見かたを教えてください。	図 4-3 に記載する「平均値：7,663kJ/kg」については、解析期間における D C S データのごみ低位発熱量の計算上の平均値であり、グラフの積分値ではありません。本グラフは、D C S データより想定した焼却炉内における定位発熱量の出現頻度となります。	無

沼津市新中間処理施設基本設計（案）パブリック・コメント			修正の有無
No.	意見の内容	市の考え方・対応	
26	<p>P24 に「本市では、現在「熱源利用プラスチックごみ（埋め立て③類）」の処理を外部に委託し、焼却時の余熱による発電を行っています。」とありますが、</p> <p>①その委託先の会社名と所在地を教えてください</p> <p>②その委託先への運搬等の諸経費は沼津市が負担しているのでしょうか</p> <p>③余熱による発電は、売電し、市の収入となっているのですか</p> <p>④現在の、「熱源利用プラスチックごみ（埋め立て③類）」の処理に関する全ての収支を教えてください</p>	<p>熱源利用プラスチックごみ（埋め立て③類）の委託については、以下のとおりです。</p> <p>①三重中央開発株式会社、三重県伊賀市予野字鉢屋 4713 番地</p> <p>②運搬等の諸経費は本市が負担しています。</p> <p>③売電収入については、三重中央開発株式会社に帰属しています。</p> <p>④三重中央開発株式会社へ毎年約 1 億円を処理料として支払っています。</p>	無
27	<p>P25 の表 4-7 に計画ごみ質の設定結果が示されていますが、これは、年間に出された「熱源利用プラスチック」の全量を焼却したことを前提としたものでしょうか。もしくは、高質ごみと低質ごみの低位発熱量の比を 2.3 とするために、焼却する「熱源利用プラスチック」の量を調整した結果なのでしょう。</p> <p>もし、焼却する「熱源利用プラスチック」の量を調整した結果である場合は、年間に焼却する「熱源利用プラスチック」の量を何トンとして、この設定結果となったのでしょうか。さらに、その場合、焼却せずに余った「熱源利用プラスチック」はどのように処理するのでしょうか。</p>	<p>表 4-7 の計画ごみ質ですが、年間に出された「熱源利用プラスチック」の全量を焼却した際の計画ごみ質となります。また、発熱比の 2.3 ですが、将来的な処理対象物の変動を考慮し、「ごみ処理施設の計画・設計要領 2017 改訂版（全国都市清掃会議）」に基づき、設定しています。そのため、焼却する「熱源利用プラスチック」の量を調整して設定した数値ではありません。</p> <p>同設計要領では、実際の施設運転する時のごみ低位発熱量の出現頻度が正規分布であると仮定し、その際の 90%信頼区間の上端値と下端値を、それぞれ高質ごみと低質ごみとして定めるとともに、発熱比については 2.0～2.5 の範囲内に設定することが示されています。</p>	無
28	<p>P24-25 に「本市においても現在焼却対象としている「熱源利用プラスチック」を焼却対象より除外することも想定されます。その場合の計画ごみ質の基準ごみについては、表 4-5 の値です。熱源利用プラスチックを焼却対象から除外する場合、計画ごみ質が下がることですが、今回設定した計画ごみ質の範囲内に収まる」と述べられています。確かに、基準ごみの値は表 4-5 の値である 7,700kJ/kg ですが、同時に、低質ごみの値も 5,000kJ/kg に下がり、今回設定した計画ごみ質の範囲内から外れます。この点は問題ないのでしょうか。</p>	<p>施設建設当初は熱源利用プラスチックを焼却対象とし、後から熱源利用プラスチックを焼却対象から除外する場合、設計よりも低質のごみ（燃えにくいごみ）を焼却処理することも想定されますが、ごみ質が均一になるよう、ピット内で十分にごみの攪拌を行うとともに、必要に応じて助燃を行うことにより、対応が可能です。</p>	無

沼津市新中間処理施設基本設計（案）パブリック・コメント			修正の有無
No.	意見の内容	市の考え方・対応	
29	P25 に「事業者募集に際しては、熱源利用プラスチックを焼却対象から除外した場合の計画ごみ質であっても、新中間処理施設の機能・性能（処理能力や公害防止性能等）が確保できることを要求水準書に規定するとともに、焼却対象物変更時の対応についても契約書へ規定するものとします。」とありますが、熱源利用プラスチックを焼却対象から除外した場合、炉内の温度を保持するために、重油等の外部燃料を必要とすることが考えられます。その際の、処理経費の増大分についても契約書に規定する必要があると考えますが、いかがでしょうか。	計画ごみ質が変動した際の、重油等の外部燃料を用いることによる処理経費の増大分に関する規定につきましては、要求水準書を作成する中で検討を行います。	無
30	熱源利用プラスチックを焼却対象から除外した場合、従来通りの外部への委託処理になるのでしょうか。	熱源利用プラスチックを焼却対象から除外した場合ですが、従来どおりの外部への委託処理や、プラスチック製容器包装との一括回収によるリサイクルを行うことなどが想定されます。	無